

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年8月7日
【事業年度】	第63期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）
【会社名】	日本インター株式会社
【英訳名】	Nihon Inter Electronics Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金 太 浩
【本店の所在の場所】	神奈川県秦野市首屋1204番地
【電話番号】	0463(82)1111
【事務連絡者氏名】	経理・財務部 部長 高 橋 知 行
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜2-8-12 日本インター株式会社 横浜支社
【電話番号】	045(470)6072
【事務連絡者氏名】	経理・財務部 部長 高 橋 知 行
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成26年6月30日に提出いたしました第63期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第5 経理の状況

2 財務諸表等

(1) 財務諸表

注記事項

(重要な会計方針)

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

### (訂正前)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づく3年間均等償却によっております。

### (訂正後)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づく3年間均等償却によっております。